

# 難病患者のサービス利用の仕方

## サービスの利用の考え方

以下のサービスについては、介護保険、障がい福祉のそれぞれでサービスがありますので、難病患者の方は、年齢等考慮に入れサービス利用の仕方を考えてください。

|          |   |
|----------|---|
| 共通するサービス | 居宅介護(ホームヘルプ)、短期入所(ショートステイ)、日常生活用具の給付等   |
| 優先順位①    | 「65歳以上の方」及び「40歳以上65歳未満で特定疾病とされている難病によって介護が必要となった方」(18ページ参照)は、要介護(要支援)認定を受けて、介護保険サービスを利用いただくことになります。 |
| 優先順位②    | 介護保険サービスの対象とならない方は、障がい福祉サービス等を利用いただくことになります。「障害者総合支援法の対象疾病の方」(23ページ参照)が対象で、身体障害者手帳のない難病患者さんも利用できます。 |

※「障害者総合支援法」に基づく、ヘルパー・日中活動・施設等のサービス・地域で生活する際の相談支援は、大きく分けて3種類あり、「障害福祉サービス」、「地域相談支援」、「地域生活支援によるサービス」があります。

## 人工呼吸器を装着している方へ

|                    | 内 容   |
|--------------------|---|
| 熊本市在宅人工呼吸器使用患者支援事業 | <p><b>対象者</b>(以下の条件を全て満たす方)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 熊本市に住所を有する方</li> <li>② 指定難病医療受給者証をお持ちの方で在宅療養中の方</li> <li>③ 指定難病を主たる原因として人工呼吸器を使用している方</li> <li>④ 医師が訪問介護を必要と認める方</li> </ul> <p>※特定疾患治療研究事業対象疾患患者の方は熊本県健康づくり推進課へお問い合わせください。</p> <p><b>サービスの内容</b><br/>診療報酬において、訪問看護療養費を算定できる回数を超える訪問看護について、患者1人あたり年間260回を限度として利用できます。</p> <p><b>申請方法</b><br/>利用希望者は、訪問看護ステーションを通じて市に申請します。</p> <p><b>問い合わせ</b><br/>熊本市医療政策課：電話 096-364-3300</p> |